

高額介護サービス費の振込誤りについて

このたび、高額介護サービス費の振込手続きにおいて、事務処理上の誤りがあり、一部の対象者の方へ誤った金額を振り込んでしまうとともに、本来振り込むべき方への振込が行われていないことが10月1日に判明しました。

対象の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止に努めるとともに、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

1.【振込誤りの概要】

介護保険制度には、1か月の介護サービス利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合、その超えた分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

令和8年9月28日支給分の高額介護サービス費において、新規手続きいただいた方の振込データを作成する際、処理の誤りにより、本来の支給額に加えて別の方の支給額を二重に入金してしまった方（誤振込）と、本来の支給額が未振込となった方がいることが判明しました。

※本件において個人情報の漏洩は発生していないことを確認しております。

（誤振込等の状況）

- ・ 誤振込件数：11件（合計金額：188,478円）
- ・ 未振込件数：11件（合計金額：188,478円）

2.【今後の対応】

（1）誤振込となった方への対応

該当する対象者の方に速やかに連絡を行い、事情をご説明するとともに、誤振込分の返金について職員がご依頼にお伺いいたします。

（2）未振込となった方への対応

該当する対象者の方に速やかに連絡を行い、事情をご説明し10月8日に振り込ませていただきます。

3.【再発防止策】

振込データ作成にかかる作業手順の見直し、支給口座及び支給額の突合確認の徹底により、再発防止に努めてまいります。

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 長寿福祉課：込山・谷地
電話：0256-77-8177（直通）